

上手に払おう国民年金

4月から平成29年3月までの国民年金保険料は、月額1万6260円です。国民年金の保険料は、今後の賃金上昇率などで変化します。

問い合わせ先

▽東福岡年金事務所 ☎092(651)7907
▽市市民課国民年金係 ☎(36)1128

平成28年度納付書を4月上旬に送付

日本年金機構(東福岡年金事務所)が4月上旬、平成28年度の「国民年金保険料納付案内書」を送付します。

国民年金の第1号被保険者(任意加入含む)が対象です。

4月から就職して、厚生年金・共済組合に加入した場合は、破棄してください。

特例や免除・猶予制度

●申請先
▽東福岡年金事務所(福岡市東区馬出3・12・32)
▽市市民課国民年金係(本館1階5番窓口)

①学生納付特例の申請

20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定額以下の

【所得審査の対象者と申請期間】

学生納付特例申請	免除申請(学生でない人)	納付猶予申請(学生でない人)
対象	本人、配偶者、世帯主	本人、配偶者
申請期間	申請月の2年1月前分まで申請可 *平成28年7月分以降の免除申請、納付猶予申請は7月1日(金)以降に受付開始	

送される予定です。平成28年4月から平成29年3月分を申請する場合は、必要事項を記入し、郵送で提出してください。

●所得審査の対象者と申請期間 左上表参照

②免除・納付猶予申請

学生でない人の免除・納付猶予申請の場合、平成27年7月以降に申請して承認されたのは、平成28年6月分までです。7月分以降の保険料の納付が困難な場合は、7月1日(金)以降に、再度申請してください(継続申請が承認された人は除く)。
*平成28年7月から、納付猶予申請の対象者が「30歳未満」から「50歳未満」に拡大される予定です

①②共通事項

- 持参品
▽基礎年金番号が分かるもの(年金手帳、保険料納付案内書など)
▽印鑑(本人が申請する場合不要)
▽代理人が申請する場合は、運転免許証など、代理人の本人確認ができる物、別住所の場合は委任状
- ①のみII学生証の写し、在学証明書など
- ②のみII会社を辞めた場合は、離職年月日が確認できる公的機関の証明(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

固定資産税の納税通知書・課税明細書を発送

市では、平成28年度固定資産税・都市計画税納税通知書を、4月中旬に発送します。同封の「税のしおり」「課税明細書」で、課税状況や納付額、納税方法などを確認してください。

固定資産税とは、毎年1月1日現在、土地や家屋、償却資産を所有する人に課税される市税のことです。所有者は、その年の4月1日から1年度分の税を納めることになります。

土地・家屋価格などの縦覧帳簿を公開

市では、平成28年度の市内の土地や家屋の評価額などを公開。個人情報保護のため、本人確認を実施します。

固定資産税の減額措置

【新築住宅の減額措置】

新築した住宅に係る固定資産税は一定の期間、床面積120平方メートルまで2分の1減額されます。

●期間 4月1日(金)～5月2日(月)午前8時30分～午後5時
●土・日曜日、祝日を除く
●場所 市役所本館1階・税務課8番窓口、大島行政センター

●縦覧できる人
▽土地価格等縦覧帳簿II土地で課税されている人
▽家屋価格等縦覧帳簿II家で課税されている人
●持参品 運転免許証、納税通知書、課税明細書など、納税義務者本人の確認ができるもの
*代理人は委任状が必要

●要件
▽平成30年3月31日までに新築した住宅(別荘、モデルハウスを除く)
▽居住部分の床面積が1戸当たり50平方メートル(賃貸共同住宅は40平方メートル)～280平方メートル(付属家を含む)
▽居住部分の床面積が延床面積の2分の1以上

●提出書類
▽固定資産税(家屋)申告書
*長期優良住宅は認定通知書の写し

面積の2分の1以上
●提出書類
▽固定資産税(家屋)申告書
*長期優良住宅は認定通知書の写し

【その他の減額措置】

「住宅の耐震改修」「住宅のバリアフリー改修」「住宅の熱損失防止改修(省エネ改修)」に伴う減額措置には申請が必要です。改修工事終了後3カ月以内に、必要書類を税務課固定資産税係へ提出してください。

▽家屋の新増築、滅失、用途変更II家屋の新増築や家屋の全部か一部を取り壊した場合や、用途を変更した場合は、税務課固定資産税係へ必ず届け出をしてください。

*法務局で登記手続きをした場合は必要ありません

土地の上に一定要件を満たす住宅があると、「住宅用地」に対する課税標準の特例が適用され、固定資産税が減額されます。しかし、住宅の滅失やその住宅としての用途を変更すると特例の適用から外れます。

*詳細は問い合わせ先
税務課固定資産税係 ☎(36)7351

市から

国民健康保険「はり費及びきゅう費助成制度」

●対象 市国保被保険者
●助成回数限度 1日1回、1カ月に10回
●助成金額 各施術所での支払金額から差し引く金額
▽1術II490円(はり・きゅうのいずれか一方の施術)
▽2術II700円(はり・きゅう両方の施術)

●施術の範囲 神経痛、神経まひ、神経けいれん、リウマチ、関節痛、筋けいれん、腰筋ねんざ、中枢疾患後遺症
*あんま、マッサージ、電気治療などは、助成の対象外

●施術所への持参品 保険証、印鑑
*指定施術所は、市HP <http://www.city.murakata.jp/>「健康・保険・福祉・子育て」↓「年金・医療・介護」↓「国民健康保険」↓「給付について」で確認か、問い合わせ先
国民健康保険課
国民健康保険係
☎(36)1363

ケアハウスはまゆう 入居者募集

宗像市神湊 118番地2

- 施設概要/2人部屋3室(夫婦、親子、兄弟姉妹など三親等以内) 個室24室
ゆったりしたお風呂に3食バランスのとれた食事をご提供
- 費用/入居一時金なし
月々の費用 8.5万円～13.7万円
収入(年金)により公的な補助金額が変わります。
費用は食事代・水光熱費等すべてを含みます。
- 入居基準/年齢60歳以上の自立した生活が可能な方

社会福祉法人 柏芳会記念福祉事業会
ケアハウスはまゆう 0940-62-4398

ケアハウスとは、老人福祉法に基づき居住施設で60歳以上の高齢者が自立して生活できるように配慮された食事付きの賃貸住宅です。

司法書士 巡回法律相談会

平成28年4月23日(土)10時～14時
(粕屋会場) サンレイク粕屋
(宗像会場) 宗像市役所
予約受付:平成28年4月1日から(土日祝日を除く)
予約番号:☎092-663-5055

なお、福岡県司法書士会「福岡東総合相談センター」では次のような各種相談事業を実施していますので、こちらも是非ご利用ください。

なやみ こうしょう
☎0570-783-544
無料電話相談 18～20時(平日)
司法書士紹介 10～16時(平日)

【福岡東相談センター】
司法書士はこんな仕事をしています

- 不動産登記・相続
- 会社登記・相談
- 簡易裁判所訴訟代理
- 訴状作成
- 債務整理
- 成年後見

【問い合わせ】
福岡県司法書士会 福岡東支部
福岡市東区千早5丁目21番1号
矢野ビル2F